

## 兵庫県生物学会会則

- 第1条 本会は兵庫県生物学会と称する。
- 第2条 本会は生物・自然環境に関する研究・調査などを行い、知識の普及を図ると共に会員の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会に入会したい者は、住所、氏名及び職業を明記し本会事務局に申し込むこと。
- 第4条 本会会員は普通会員、賛助会員および学生会員とする。会費は別に定める。会費を1年以上滞納した者は原則として会員の資格を失う。
- 第5条 本会は毎年学会誌『兵庫生物』を発行する。
- 第6条 本会は毎年1回大会を開く。大会は総会と講演会に分け、総会では会務の報告、会則の改正、役員委嘱及び他の議事を行う。必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 第7条 本会は随時研究発表会を開き、会員及び招待者の発表を行う。また、講習会、採集観察会などを開き、会員及び県民に広く生物学の普及を図る。
- 第8条 本会に地域活動を推進するために支部を置く。
- 第9条
- 1) 本会に次の役員を置く。  
会長1名、副会長若干名、事務局長1名、事業部長、編集部長、会計部長各1名。
  - 2) 会長は会員の選挙により選出することを原則とする。選出法は別に定める。
  - 3) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - 4) 各役員は会長が委嘱する。
  - 5) 会長の任期は3年とし、連続して3期勤めることは出来ない。副会長、事務局長、事業部長、兵庫生物ニュース担当、編集部長、会計の任期は会長と同じ3年とする。他の役員の任期は1年とし、再任を認める。
- 第10条
- 1) 本会に理事を置く。理事は各支部選出の2名、及び本会の主旨に賛同する県内の研究グループの代表者で会長が委嘱した者とする。
  - 2) 理事は会員を代表して、事業計画、予算決算、その他の重要事項を審議する。理事会は会長が召集する。
  - 3) 理事は互選により2名の会計監事を選ぶ。会計監事の任期は1年とし、再任を認める。
  - 4) 理事会の議決は出席理事の過半数の賛成による。
- 第11条 本会に名誉会長、顧問を置くことができる。
- 第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の会則改正は総会で行う。その際出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

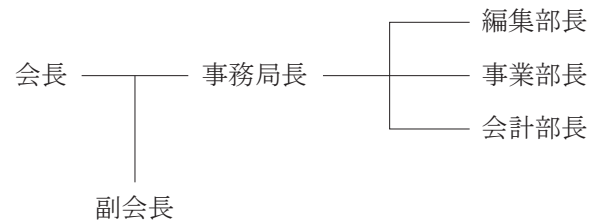
付則 この会則は1998年5月23日に改正し、当日より施行する。

2013年5月19日に一部改正、2018年3月31日に一部改正。

### 細 則

- 会 費：毎年会費として、普通会員3000円、賛助会員1口5000円、学生会員1500円を納める。
- 名 誉 会 長：名誉会長は、会長経験者で理事会で認められた方。
- 顧 問：顧問は、本会の発展に尽くした方を会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 理事の任期：理事の任期は1年とし、再任を認める。

### 執行部組織図



### 兵庫県生物学会選挙管理規定

1. 会長選挙の施行に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。
2. 選挙管理委員会は選挙管理委員長と若干名の委員で構成し、会長が委嘱する。
3. 選挙管理委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
4. 選挙管理委員会は会長の任期が満了する前年の10月末までに、その旨を各支部に連絡し、各支部は会長候補者をその年の12月中旬に推薦する。選挙管理委員会は翌1月中旬に立候補者の略歴をつけた候補者の名簿を会員に公表し、投票用紙を送付しなければならない。
5. 選挙は郵送による無記名投票とする。
6. 会員は所定の投票用紙に記入の上、指定された期日(当日消印有効)までに投票しなければならない。
7. 会長候補者が1名の場合は原則として信任投票を行う。投票者の過半数の信任により信任されたものと見なす。
8. 選挙管理委員会は選挙の結果を速やかに会員に公表しなければならない。